

福田小学校いじめ防止基本方針

目的

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校・保護者・地域が一体となり、児童生徒を守り育むとともに、児童生徒が夢や願いを持ち、安心して生活し、学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

(いじめの定義)

「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校教育目標
心を満たし、「夢や願い」を叶える学校

めざす児童像

- ・「こと(事)」課題を自分事としてとらえ、自分のよさを生かしながら粘り強く解決に取り組む子ども
- ・「たん(胆)」心身の安全・健康を意識し、自分の長所を臆せず発揮する子ども
- ・「ひと(人)」社会の一員であることを自覚し、よりよい社会との関わり方を身につけようとする子ども

いじめ対策委員会

(校内)

校長・教頭・担任・生活指導主任
(人権担当・教務主任・養護教諭)
※必要に応じて全職員

(専門家・外部関係者)

- ・スクールカウンセラー(SC)
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)
- ・スクールサポーター(長崎署)

PTA・地域との連携

- ※PTA活動の充実
 - ・懇談会での共通の話題
 - ・家庭行事やお手伝い
- ※基本的な生活態度の育成
 - ・礼儀作法、マナー
 - ・尊敬、感謝 など
- ※定期的な情報交換

関係機関との連携

- ※情報共有体制の構築
 - ・関係機関の窓口
警察
児童相談所
医療関係 など
- ・連絡会議の開催

児童会

- ※縦割り活動の充実
- ※代表委員会での取組
 - ・共通のテーマ作り
 - ・学校全体の問題について
- ※小中連携の実践
 - ・いじめ防止共同宣言文
 - ・合同あいさつ運動
 - ・共通アンケートの実施
- ※異学年交流

※いじめ防止対策推進法より抜粋

第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

第9条(保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

第8条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none">○ 良好な人間関係を構築する能力の素地を養う。<ul style="list-style-type: none">・全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実・平和教育や人権教育の推進○ 家庭や地域と連携した取組の推進<ul style="list-style-type: none">・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「ふれあい会」・「福田祭り」等の活用
----------------------------	--

い じ め の 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none">○ 定期的ないじめアンケート調査の実施○ いじめを訴えやすい体制を整える。<ul style="list-style-type: none">・教育相談やいじめ相談の実施・家庭や地域と連携した情報の収集、情報の発信○ 生活協議会での共通理解
--------------------------------------	---

い じ め に 対 す る 措 置	<ul style="list-style-type: none">○ 状況確認した上での適切な指導<ul style="list-style-type: none">いじめ確認 → 被害児童・通告者の安全確保 → 加害児童への事情確認→ 家庭への連絡や訪問又は教育委員会への連絡・相談・場合によっては、関係機関との連携○ いじめ対策委員会の開催 <p>※ いじめによる相談を行うことができる体制の整備</p>
---	--

○ 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

○ 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・ 学校→教育委員会→市長

○ 調査を行う組織

- ・ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

○ 全職員による今後の対策検討と地域・保護者への説明

《いじめが発生した場合の対応》

いじめの情報

- ・いじめが疑われるような動きがあった場合
- ・いじめを発見した場合
- ・生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ・一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・ 生徒指導担当への報告

校長・教頭への報告

- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- ・「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聞き取りや今後の指導支援体制を組む。
- ・犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

継続した支援(被害児童)

継続した指導(加害児童)

- ・被害生徒を守り通すとともに、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者へ継続した 支援と助言

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

状況に応じた指導・支援体制を迅速に検討し、状況分析に応じた協働的組織を編成し、より適切な対応を行う。

◇いじめのチェックリスト

<学校生活用>

- 体調不良を訴え、保健室等への出入りが多い。
- 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- 交友関係が急に変わった。
- 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
- 役員選出の時、特定の子どもの名前がひやかしてあがる。
- 席替えの後、机と机を離れたがる。

<家庭用>

- 最近、服装がなんとなく乱れている。
- 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。
- 成績が急に下降している。
- 友達の話をしなくなる。最近、友達が変わる。
- 友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。

◇年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解 職員研修会(生活協議会)	10月	いじめアンケート調査
5月	代表委員会(児童会テーマ決定) いじめアンケート調査	11月	いじめアンケート調査、個人面談
6月	いじめアンケート調査、 個人面談	12月	人権学習 人権集会
7月	教育週間(道徳公開授業) いじめアンケート調査 個人面談	1月	いじめアンケート調査
8月	平和集会	2月	いじめアンケート調査、個人面談
9月	いじめアンケート調査	3月	職員研修会(生活協議会) 年間取組の検証と評価

◇主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎市子ども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎日)
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00 13:00~15:15 (月~金)
長崎子ども・女性・障害者支援センター 子ども・家庭110番	095-844-6166	9:00~17:45 (月~金)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00~22:00 (月~水、金) 10:00~18:00 (土)
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 (毎日)

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎市子ども・子育てイカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金)
子どもの人権110番	0120-007-110 LINE 相談あり	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎日) <small>第1・3土曜日は24時間</small>
長崎市教育研究所 教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~16:00 (月~金)
長崎県警察本部 ヤングテレホン	0120-786714	9:00~17:45 (月~金)
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	